

鷹栖町産前産後支援ヘルパー派遣事業

産前・産後の心身の不調等により毎日の家事や育児に大変さを感じている時に町が委託した事業者からヘルパーを派遣し、家事や育児のお手伝いをする事で、育児不安や負担を軽減する事業です。

対 象 鷹栖町民であり以下の要件を満たす方

- ① 医師の所見等により安静を指示されている妊婦または産後1年以内の産婦
- ② 産後1年以内の産婦のうち、ご家族等から援助を受けることが難しく体調不調等により家事や育児に不安や負担を抱えている方
- ③ 多胎で出生した乳幼児を養育している方

支援内容

家事に関するもの
育児に関するもの
※内容は裏面をお読みください。



利用料金

1回（2時間以内につき） 生活保護世帯0円 非課税世帯300円 一般世帯500円

※買い物で交通費がかかる場合は、別途実費を負担していただきます。

利用できる時間

月曜日から金曜日（閉庁日を除く） 午前9時から午後5時まで

利用できる回数

1回の出産につき50回まで（1日1回 2時間以内）



利用方法

- ① 鷹栖町子育て世代包括支援センター（役場子育て支援係）に「鷹栖町産前産後支援ヘルパー派遣事業利用申請書（様式第1号）」を提出してください。
- ② 町からサービス利用決定の通知が届きますので、サービス利用開始日の3日前までに、事業者（下記に記載）へ連絡し、利用日時を調整してください。
- ③ サービス開始前に、利用時間内で面談を行い、お子さんの様子やご家庭の様子などの聞き取りをします。
- ④ 利用後、ヘルパーが提示する利用確認書の内容を確認の上、確認欄にサインをお願いします。
- ⑤ 利用料金は、利用月の翌月に町から送付する納付書でお支払いください。

利用される方へのお願い

・利用のキャンセルは早めにお願ひいたします。キャンセルは必ず前日の17時までに事業者にご連絡をしてください。前日17:00以降のキャンセルは、1回の利用とみなし利用料が発生します。

ヘルパー派遣事業者

旭川 NPO サポートセンター

電話 0166-74-5380

旭川市東光11条2丁目2-9

●問合せ 月～金（祝日を除く） 8:45～17:15

鷹栖町産前産後支援ヘルパー派遣事業 支援内容

家事支援 《対象》 日常的に行う必要がある家事

	支援できる内容（例）	支援できない内容（例）
食事の準備 及び後片付け	・簡単な調理（日常的に調理可能なもの） ・配膳、片づけ、テーブル拭き	・特別な手間をかけて作る料理 ・来客の対応（飲食や食事の手配等）
衣類の洗濯及び補修	・衣類の洗濯、干す、たたむ ・アイロンをかける ・簡単な衣類の補修（ボタン付け等）	・家庭用の洗濯機で洗えない大きな物、特別な手間をかけて洗う洗濯 ・大量の洗濯、大量のアイロンかけ
居室等の掃除 及び整理整頓	・居間、寝室、台所、トイレ、浴室、洗面所、玄関等の簡単な掃除 ・新聞、雑誌等の簡単な片づけ	・特別な手間をかけて行う掃除（大掃除、床のワックスかけ、浴室のカビ取り等） ・庭の掃除（水やり、剪定、草むしり等） ・除雪 ・引っ越しの手伝い
生活必需品の買い物	・町内のスーパー、コンビニ等で購入可能な食材、日用品の買い物 ※ 商品代、交通費は利用者負担。 <u>移動時間も利用時間に含む。</u>	・日常生活必需品以外の買い物（出産祝いのお返し品、大型品、大量の買物等）
その他必要な 家事援助	・ごみ出し 	・金融機関での現金の出し入れ、振込み等 ・役所、税務署等への申請等 ・ペットの世話、散歩等 ・自動車の給油、洗車

育児支援 《対象》 保護者が一緒にいる場所での育児のお手伝い

	支援できる内容（例）	支援できない内容（例）
授乳の手伝い	・粉ミルクの調合 ・哺乳瓶の洗浄、消毒、後片付け ・離乳食の調理 ・お子さんに食事を与えることの介助	・ヘルパーが一人でお子さんの世話をすること
おむつ交換	・おむつや衣類の交換 ・おむつの後片付け	・ヘルパーが一人でお子さんの世話をすること
沐浴介助	・着替えの準備 ・ベビーバスの用意・片づけ ・沐浴の手伝い ・身体を拭く、着替えの手伝い	・ヘルパーが一人でお子さんの世話をすること ・おへその消毒 ・つめ切り 
適切な育児環境 の整備	・ベビー布団の用意、片づけ、布団干し ・室温調整、着替え	
その他必要な 育児援助	・上のお子さんの食事 ・おやつの世話、着替え ・トイレの介助、遊び相手等	・保護者同伴なしでの上のお子さんとの外出、預かり

《お問合せ》

鷹栖町こども家庭センター ☎0166-87-2112

鷹栖町南1条3丁目2番1号 サンホールはぴねす内